

ハワイ州産の  
遺伝子組換え及び非遺伝子組換え  
パパイヤ確保のための  
流通マニュアル

2011年11月 発行  
消費者庁 食品表示課

# 目次

1	遺伝子組換え食品の表示制度	2 ページ
2	パパイヤ流通マニュアル	
◇1	◇基本的な考え方	5 ページ
◇2	◇分別生産流通管理の指針	6 ページ
◇3	◇証明書の発行・保管	7 ページ
◇4	◇運用上の留意事項	14 ページ
◇5	◇遺伝子組換えパパイヤ及び非遺伝子組換え パパイヤの分別生産流通管理の指針	16 ページ
◇6	◇証明書事例	24 ページ

# 1

## 遺伝子組換え食品の表示制度

遺伝子組換え食品の表示が平成13年4月より食品衛生法及びJAS法に基づく品質表示基準としてスタートした(表1)。「遺伝子組換えでない」又は「遺伝子組換え」等と表示するためには分別生産流通管理<sup>1</sup>が必要である。

- ・ 遺伝子組換え農作物については、品種ごとに、食品としての安全性は「食品安全基本法」及び「食品衛生法」、我が国の野生動植物への影響は「カルタヘナ法」に基づいて、科学的に評価し、安全性が確認されたものだけが輸入、流通、生産される制度となっている。
- ・ 遺伝子組換え農産物及びこれを原料とした加工食品には、「食品衛生法」及び「JAS法(遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準)」(以下「日本における食品表示に係る法令の基準」という。)により、以下のような表示が義務付けられている。
- ・ 遺伝子組換え食品の表示制度は、上記の2つの法律に基づいているが、現行の食品衛生法においては、高オレイン酸大豆等に関する表示が義務付けられていないことを除いては、全く同じ表示ルールが適用されている。
- ・ 分別生産流通管理が行われた非遺伝子組換え農産物とその加工品については、表示する義務はないが、任意で「遺伝子組換えでないものを分別」「遺伝子組換えでない」等の表示ができる。
- ・ 分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物とその加工品については、「遺伝子組換えのものを分別」「遺伝子組換え」等の表示が義務である。
- ・ 分別生産流通管理が行われていない遺伝子組換え農産物とその加工品又は非遺伝子組換え農産物とその加工品については、「遺伝子組換え不分別」等の表示が義務である。

(注)従来のもとの組成、栄養価などが著しく異なる農産物(高オレイン酸大豆等)を原材料とする加工食品(食用油等)については、DNA・タンパク質の残存の有無にかかわらず義務表示の対象。

<sup>1</sup> 分別生産流通管理とは、遺伝子組換え農産物及び非遺伝子組換え農産物を生産・流通及び加工の各段階で分別管理し、その旨を証明する書類により明確にした管理の方法をいう。

### (表1) 表示制度

(1) 従来のもとの組成、栄養価などが同等のもの（食品衛生法及び JAS 法に基づく）

- ① 加工後も組み換えられた DNA 又はこれによって生じたタンパク質が残存する加工食品

#### 義務表示

生産・流通段階を通じて分別生産流通管理された遺伝子組換え食品の場合

- 「遺伝子組換えのものを分別」
- 「遺伝子組換え」等

遺伝子組換え食品と非遺伝子組換え食品が分別生産流通管理されていない場合

- 「遺伝子組換え不分別」等

#### 任意表示

生産・流通段階を通じて分別生産流通管理された非遺伝子組換え食品の場合

- 「遺伝子組換えでないものを分別」
- 「遺伝子組換えでない」等

- ② 加工後に組み換えられた DNA 及びこれによって生じたタンパク質が残存しない加工食品(大豆油、醤油、コーン油、異性化液糖等)（JAS 法及び食品衛生法に基づく）

#### 任意表示

- 表示不要

(2) 従来のもとの組成、栄養価などが著しく異なるもの（JAS 法に基づく）  
(高オレイン酸大豆、高リシンとうもろこし及びこれを原材料とする加工食品)

#### 義務表示

- 「大豆(高オレイン酸遺伝子組換え)」等

(表2) 対象となる農産物及び加工食品

食品の分類		
従来のものと組成・栄養価などが同等である遺伝子組換え農産物がある作目	農産物	a.大豆（枝豆・大豆もやしを含む） b.とうもろこし c.ばれいしょ d.なたね e.綿実 f.アルファルファ g.てん菜 h.パパイヤ
	加工食品 （組み換えられたDNA又はそれによって生じたタンパク質が残存する）	(1) 豆腐類及び油揚げ類 (2) 凍豆腐、おから及びゆば (3) 納豆 (4) 豆乳類 (5) みそ (6) 大豆煮豆 (7) 大豆缶詰及び大豆瓶詰 (8) きな粉 (9) 大豆いり豆 (10) (1)から(9)までに掲げるものを主な原材料とするもの (11) 大豆（調理用）を主な原材料とするもの (12) 大豆粉を主な原材料とするもの (13) 大豆たん白を主な原材料とするもの (14) 枝豆を主な原材料とするもの (15) 大豆もやしを主な原材料とするもの (16) コーンスナック菓子 (17) コーンスターチ (18) ポップコーン (19) 冷凍とうもろこし (20) とうもろこし缶詰及びとうもろこし瓶詰 (21) コーンフラワーを主な原材料とするもの (22) コーングリッツを主な原材料とするもの（コーンフレークを除く。） (23) とうもろこし（調理用）を主な原材料とするもの (24) (16)から(20)までに掲げるものを主な原材料とするもの (25) ポテトスナック菓子 (26) 乾燥ばれいしょ (27) 冷凍ばれいしょ (28) ばれいしょでん粉 (29) (25)から(28)までに掲げるものを主な原材料とするもの (30) ばれいしょ（調理用）を主な原材料とするもの (31) アルファルファを主な原材料とするもの (32) てん菜（調理用）を主な原材料とするもの (33) パパイヤを主な原材料とするもの
従来のものと組成・栄養価などが著しく異なる遺伝子組換え農産物及び、これを原材料とする加工食品		A.高オレイン酸大豆、高リシンとうもろこし B.Aを主な原材料とするもの（当該形質を有しなくなったものを除く） C.Bを主な原材料とするもの

(注) 主な原材料とは、当該加工食品の全原材料のうち、原材料に占める重量の割合が上位3位までのもので、かつ、原材料に占める重量割合が5%以上のものである。

## 2 パパイヤ流通マニュアル

### ◇1◇基本的な考え方

「パパイヤ流通マニュアル」は、「遺伝子組換えパパイヤ」と「非遺伝子組換えパパイヤ」を分別管理し、最終流通段階で消費者に販売する段階、又は最終加工段階で需要者が使用する形態に容器包装されるまで、「遺伝子組換えパパイヤ」に「非遺伝子組換えパパイヤ」が、また「非遺伝子組換えパパイヤ」に「遺伝子組換えパパイヤ」が混入しないように適切に管理すること及びそのことを第三者に示しえることを目的として、既存のばれいしょの流通マニュアルの考え方を踏まえ、以下の基本的な考え方により作成した。

また、「遺伝子組換えパパイヤ」はハワイ州から輸入されるため、ハワイ州及び国内のパパイヤの流通実態調査を実施し、青果物流通における基本的な考え方を示した上でハワイ州産パパイヤの実態を勘案し、「パパイヤ流通マニュアル」を作成した。

#### ■社会的な信頼性の確保

「遺伝子組換えパパイヤ」、「非遺伝子組換えパパイヤ」の生産から流通業者を経て小売業、飲食業に至るまで各段階において、分別生産流通管理されたことが取引の伝票類、保管の際の帳簿類等により明確に示されるものであること。

#### ■遡及可能なシステム

最終販売段階にある需要者が購入したパパイヤ又はパパイヤを原料として製造した製品について、必要な場合分別生産流通管理を行った経歴を遡及できること。

#### ■現行の商取引を考慮

パパイヤについては、生産、流通、販売に至る様々な効率的な商形態、流通経路が構築されている。これら既存の形態を活用しうるものであること。

## ◇2◇分別生産流通管理の指針

ハワイ州産の生果のパパイアは、輸入後は卸売業者までは輸入時のケースで流通し、仲卸業者と加工業者等で開梱されることが多い。また、小売店店頭では果実単位で販売される。よって、仲卸業者と加工業者、小売業者等での段階において特に混入の注意が必要となる。ハワイ州においては、農場は集出荷業者との間で栽培や集出荷等に関する契約を結んでいることが多い。

パパイアの加工品の場合、輸入時の形態は、最終製品又は中間製品である。原料調達形態、生産工程及び使用形態が異なるため、それぞれの製造工程を確認の上、混入の可能性のある部分において分別が保たれるようにシステムを構築する必要がある。なお、加工品については、包装された以降は、開封されるまで混入の恐れはないとして良い。

遺伝子組換えパパイアの「レインボー」等は、その種子をハワイ州パパイア協会が栽培・管理し、栽培する場合に生産者はハワイ州パパイア協会から種子を購入しなくてはならないとされている。

ハワイ州から日本に輸出される非遺伝子組換えパパイアは「非遺伝子組換えパパイアの分別生産流通管理プロトコル」<sup>2</sup>(「Identity Preservation Protocol For NON-GMO Papayas」)のことに従い、種子の段階から、生産、収穫、集荷・梱包の段階まで分別生産流通管理が実施されており、遺伝子組換えパパイアの輸入解禁後もこれは変わらない。IPPに則した分別生産流通管理では、パパイアの種子及び果実のGUSテスト<sup>3</sup>が実施されており、非遺伝子組換えパパイアであることが確認される。IPPはHDOA（ハワイ州農務省）の管轄下にあり、同組織が証明書の発行も行っている。

ハワイ州の遺伝子組換えパパイアの輸入が解禁されることに伴い、ハワイ州においては、非遺伝子組換え及び遺伝子組換えパパイアの梱包時に、それまでの全段階における各段階の証明書のコピー等により管理状態又は同等以上の管理であることを確認し、日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシールを果実に直接貼付することとなった。

これにより、輸入業者以降の流通においてシールが剥がれ落ちることのない限り、分別生産流通管理を行った旨の証明書等の発行・伝達が不要となり、小売販売時の表示とすることができる。

以上の考え方に基づき、指針を作成した。指針は、パパイア及びその加工品の生産、流通の各段階を業務内容により区分し、各段階における非遺伝子組換え又は遺伝子組換えパパイアの混入の可能性のあるポイントについて、必要な管理方法、管理主体・記録、その確認主体を整理している。

<sup>2</sup> ハワイ州農務省において定められた「非遺伝子組換えパパイアの同一性保持規定」

<sup>3</sup> 試験薬を用い、パパイアが遺伝子組換えであるか、非遺伝子組換えであるかを判別する方法で、ハワイ州農務省品質管理部商品部門において認められたもの。

### ◇3◇証明書の発行・保管

社会的検証の信頼性を確保するためには、農場で生産された「遺伝子組換えパパイヤ」又は「非遺伝子組換えパパイヤ」が、各段階を経て流通業者段階、最終加工段階又は小売段階で需用者が使用する形態にされるまで、「遺伝子組換えパパイヤ」には「非遺伝子組換えパパイヤ」が、「非遺伝子組換えパパイヤ」には「遺伝子組換えパパイヤ」が混入しないように管理した経過を明らかにする証明書の発行手順を確立し、証明書の内容を担保する記録書類等の整備・充実等を図ることが必要となる。

「遺伝子組換えパパイヤ」又は「非遺伝子組換えパパイヤ」であることを社会的検証により確認するためには、農場において「遺伝子組換えパパイヤ」又は「非遺伝子組換えパパイヤ」を栽培し収穫する時点から、各流通・製造段階を経て最終加工段階又は小売段階における需要者に納入されるまで、分別生産流通管理が適正に実施されていることを証明する必要がある。

#### A 農場の段階

- ・栽培・収穫の当事者（管理主体）である農場は、分別生産流通管理したことを証明する品種名、畑の所在地、収穫年月日、出荷年月日、出荷数量等の管理内容を示した証明書を集出荷業者又は加工業者（農場と直接取引契約している場合）に対し発行する。
- ・非遺伝子組換えパパイヤについては、IPPにより管理されていることから上記の内容については不要となる。
- ・遺伝子組換えパパイヤについては、農場と集出荷業者又は加工業者が上記の管理内容について契約書等を交わしている場合には、農場に代わり、集出荷業者又は加工業者が分別生産流通管理したことを証明することができる。

#### B 集出荷業者の段階

- ・集出荷業者は、確認主体として生産・収穫の管理主体である農場が適正に管理したことを記録等により確認するとともに、自らの作業工程における管理主体として分別生産流通管理したことを証明する集出荷数量、集出荷・選別・保管方法等の管理内容を示した証明書を輸入業者又は加工業者に対し発行する。その際、農場の発行した証明書のコピーも、証拠として添付する。
- ・非遺伝子組換えパパイヤについては、IPPにより管理されていることから上記の内容についてはIPP証明書がHDOAから発行されることにより満



たされることとなる。なお、IPP 証明書は輸入業者又は加工業者に対し伝達する必要がある。

- ・遺伝子組換えパパイヤについては、集荷する全ての農場が「遺伝子組換えパパイヤ」しか栽培していないことが記録等により明らかな場合は、「遺伝子組換えパパイヤ及び非遺伝子組換えパパイヤの分別生産流通管理の指針」（以下「管理指針」という。）のBの記録の項目b、c、d、eは不要となる。
- ・集出荷業者は努力義務として出荷に際して、運送業者、空港倉庫等における取り違えのないように出荷伝票及び包材に、産地及び遺伝子組換えパパイヤ又は非遺伝子組換えパパイヤである旨の記載を行うように努める必要がある。

#### 【シール表示による運用方法】

- ・梱包時に、日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシール表示（遺伝子組換えである場合は「遺伝子組換え」である旨、非遺伝子組換えである場合は「非遺伝子組換え」である旨又は「産地、農産物の名称、品種」。以下、単に「シール表示」という。）を貼付する場合は、それまでの全段階における各段階の証明書等のコピー等により管理状態又は同等以上の管理であること、及び遺伝子組換え又は非遺伝子組換えであることを確認して、シール表示を果実に直接貼付する。この時点で全ての要件が満たされているため、シール表示が剥がれ落ちることのない限り、輸入業者以降の段階における分別生産流通管理及び証明書等の発行・伝達は不要である。
- ・シール表示を実施する場合は、努力義務として剥がれ落ちにくい措置（ラップ包装、シールの粘着度向上等）を行うように努める必要がある。

#### C・I加工業者の段階

- ・加工業者は、確認主体となっている生産流通の段階が適正に管理されたことを記録等により確認するとともに、自らの作業工程における管理主体として分別生産流通管理したことを証明する品名、製造年月日、出荷数量等の管理内容を示した証明書等を確認主体に対し発行する。その際、自らの作業工程まで（日本国内の加工業者にあっては、輸入業者から自らの作業工程まで）に発行された証明書等のコピーも、証拠として添付する。

- ・一般消費者向け製品のように、加工業者において密封包装され、その包装容器に日本における食品表示に係る法令の基準を充足した表示がなされる場合は、その時点で全ての要件が満たされているため、それ以降の段階に対する証明書等の分別生産流通管理に関しては必要がない。
- ・加工段階においては、原料として「遺伝子組換えパパイヤ」又は「非遺伝子組換えパパイヤ」のいずれかのみ使用していることが記録等により明らかなる場合は、管理指針のC、Iの記録の項目b、c、d、eは不要となる。
- ・加工業者は取引に際し努力義務として、品種・製品名、数量、年月日、仕入先又は販売先名、IPP管理番号を納品・売上伝票等に記載するように努める必要がある。

#### 【シール表示による運用方法】

- ・集出荷業者がシール表示を行ったパパイヤを加工する場合は、貼付されているシールを保存する必要がある。

#### D・E・F 輸入業者の段階

- ・輸入業者は海外における管理を一括して責任を持つことから、海外における管理が適正に行われていたことを証明書等（証明書、契約書等）により一括して確認する。
- ・輸入業者は、分別生産流通管理したことを証明する品種名、出荷年月日、輸入数量等管理内容を示した証明書等を配荷業者に対し発行する。
- ・パパイヤ加工品について海外加工工場から国内加工工場が調達する形態に容器包装した場合は、管理指針のD、E、Fの記録の項目aは不要となる。なお、加工品に係る一般的な表示義務はこれまでどおり必要となる。
- ・輸入業者は取引に際し努力義務として、品種・製品名、数量、年月日、仕入先又は販売先名、IPP管理番号を納品・売上伝票等に記載するように努める必要がある。

#### 【シール表示による運用方法】

- ・輸入業者は海外における管理を一括して責任を持つことから、集出荷業者がシール表示を行った場合であっても海外における管理が適正に行われていたことを証明書等により確認する必要がある。

- ・集出荷業者が梱包時に、日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシール表示を貼付する場合は、シール表示が剥がれ落ちることのない限り、輸入業者は分別生産流通管理及び証明書等の発行は不要である。

## F 配荷業者の段階

- ・配荷業者は、確認主体として国内空港倉庫から卸売業者への配送において遺伝子組換えパパイヤ又は非遺伝子組換えパパイヤが混入することのないように分別生産流通管理が行われたことを記録等により確認する。
- ・生果パパイヤについて配送業者は開梱をしないため証明書等は発行しないが、輸入業者が発行した証明書等を保存し、そのコピーを卸売業者等に伝達する。
- ・パパイヤ加工品について海外加工工場から国内加工工場が調達する形態に容器包装した場合は、管理指針のFの記録の項目aは不要とし、輸入業者が発行した証明書等を保存し、そのコピーを卸売業者等に伝達する。なお、加工品に係る一般的な義務表示はこれまでどおり必要となる。
- ・配荷業者は取引に際し努力義務として、品種・製品名、数量、年月日、仕入先又は販売先名、IPP管理番号を納品・売上伝票等に記載するように努める必要がある。

### 【シール表示による運用方法】

- ・集出荷業者が梱包時に、日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシール表示を貼付する場合は、シール表示が剥がれ落ちることのない限り、分別生産流通管理及び証明書等の伝達は不要である。

## G 卸売業者の段階

- ・卸売業者は、管理主体として仲卸業者への流通において遺伝子組換えパパイヤ又は非遺伝子組換えパパイヤが混入することのないように分別生産流通管理を行う。

- ・生果パパイヤについて卸売業者は開梱をしないため証明書等は発行しないが、輸入業者が発行した証明書等のコピーを保存し、そのコピーを仲卸業者等に伝達する。
- ・パパイヤ加工品について海外加工工場与国内加工工場が調達する形態に容器包装した場合は、管理指針のGの記録の項目 a は不要とし、輸入業者が発行した証明書等のコピーを保存し、そのコピーを仲卸業者等に伝達（配荷業者が証明書等を発行している場合は、その証明書等やそのコピーも含む。）する。なお、加工品に係る一般的な義務表示はこれまでどおり必要となる。
- ・卸売業者は取引に際し努力義務として、品種・製品名、数量、年月日、仕入先又は販売先名、IPP 管理番号を納品・売上伝票等に記載するように努める必要がある。

#### 【シール表示による運用方法】

- ・集出荷業者が梱包時に、日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシール表示を貼付する場合は、シール表示が剥がれ落ちることのない限り、卸売業者は分別生産流通管理及び証明書等の伝達は不要である。

#### H 仲卸業者の段階

- ・仲卸業者は、管理主体として小売業者又は加工業者への流通において遺伝子組換えパパイヤ又は非遺伝子組換えパパイヤが混入することのないように分別生産流通管理を行う。
- ・仲卸業者は、確認主体として流通の管理主体である卸売業者が適正に管理されたことを記録等により確認するとともに、自らの作業工程における管理主体として分別生産流通管理したことを証明する品種名、販売年月日、販売数量等の管理内容を示した証明書等を小売業者又は加工業者に対し発行する。その際、輸入業者が発行した証明書等のコピー（配荷業者又は卸売業者が証明書等を発行している場合は、その証明書等やそのコピーも含む。）を保存し、そのコピーを証拠として添付する。
- ・生果パパイヤについて仲卸業者において開梱しない場合は、自らの作業工程における管理主体として分別生産流通管理したことを示す証明書等の発行はしないが、輸入業者が発行した証明書等のコピーを保存し、そのコピーを小売業者又は加工業者に伝達する。

- ・パパイヤ加工品について、海外加工工場から国内加工工場が調達する形態に容器包装した場合は、管理指針のHの記録の項目 a、b は不要とし、輸入業者が発行した証明書等のコピーを保存し、そのコピーを小売業者又は加工業者に伝達（配荷業者又は卸売業者が証明書等が発行している場合は、その証明書等やコピーも含む。）する。なお、加工品に係る一般的な義務表示はこれまでどおり必要となる。
- ・仲卸業者は取引に際し努力義務として、品種・製品名、数量、年月日、仕入先又は販売先名、IPP 管理番号を納品・売上伝票等に記載するように努める必要がある。

#### 【シール表示による運用方法】

- ・集出荷業者が梱包時に、日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシール表示を貼付する場合は、シール表示が剥がれ落ちることのない限り、分別生産流通管理及び証明書等の発行・伝達は不要である。
- ・集出荷業者がシール表示を行い、仲卸業者が開梱した際にシールが剥がれていた場合は、仲卸業者が遺伝子組換えパパイヤ又は非遺伝子組換えパパイヤのいずれかのみを取り扱っていることが書類で確認できる場合に限り再貼付が可能となり、遺伝子組換えパパイヤ及び非遺伝子組換えパパイヤの両方を取り扱っている場合は、それまでの全段階における各段階の証明書等のコピー等により、管理状態を確認し、遺伝子組換えパパイヤ又は非遺伝子組換えパパイヤであることを確認できる場合に限り再貼付が可能となる。
- ・集出荷業者がシール表示を行い、仲卸業者がパパイヤ単体毎に販売する場合は、努力義務としてラップ包装等によりシールが剥がれないように努める必要がある。

#### J 小売業者の段階

- ・生果パパイヤについて小売業者は、確認主体として流通の管理主体である仲卸業者が適正に管理されたことを記録等により確認するとともに、自らの作業工程における管理主体として分別生産流通管理したことを証明する日本における食品表示に係る法令の基準を充足した表示を行う。その際、

輸入業者、仲卸業者等が発行された証明書等のコピーも、証拠として保存する。

- ・パパイヤ加工品について小売業者は容器包装により密閉されたハワイ産パパイヤの加工品を扱うため、分別生産流通管理を行う必要はない。
- ・小売業者は 企業との取引及び自社他店舗等への配送に際し努力義務として、品種・製品名、数量、年月日、仕入先又は販売先名、配送先名等を納品伝票等に記載するように努める必要がある。

#### 【シール表示による運用方法】

- ・集出荷業者が梱包時に、日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシール表示を貼付する場合は、シール表示が剥がれ落ちることのない限り、分別生産流通管理は不要である。
- ・集出荷業者がシール表示を行い、小売業者が開梱した際にシールが剥がれていた場合は、小売業者が非遺伝子組換えパパイヤ又は遺伝子組換えパパイヤのいずれかのみを取り扱っていることが書類で確認できる場合に限り再貼付が可能となり、遺伝子組換えパパイヤ及び非遺伝子組換えパパイヤの両方を取り扱っている場合は、それまでの全段階における各段階の証明書のコピー等により、管理状態を確認し、遺伝子組換えパパイヤ又は非遺伝子組換えパパイヤであることを確認できる場合に限り再貼付が可能となる。
- ・シール表示がされているパパイヤを販売する場合は、努力義務としてラップ包装等によりシールが剥がれないように努める必要がある。

なお、海外における管理については、輸入業者が一括して責任を持つことを前提に、当該輸入業者が証明書を発行することが流通実態上合理的であると考えられる。

また、一般消費者向け製品のように、加工業者において密封包装されその包装容器に食品衛生法、JAS法その他日本の表示に関する法令の基準を充足した表示がなされる場合は、その時点で全ての要件が満たされているため、それ以降の段階に対する分別生産流通管理は不要である。

各証明書(シール及び各証明書のコピーを含む)及び各段階での記録書類等の保存期間は、2年間とする。

## ◇4◇ 運用上の留意事項

### ■本マニュアルの位置づけ

- ・本マニュアルはガイドラインとして考えられるべきものである。実際の運用に際しては、各企業の取引形態、物流形態、機械や施設等により異なってくるので、マニュアルの趣旨及び期待される効果が満足される具体的手法を、各企業の作業実態に応じて作成することとなる。

### ■生果パパイアの形態で輸入される場合のシールの位置づけ

- ・パパイアは既存の流通マニュアルが作成されている大豆、とうもろこし、ばれいしょとは異なり最終製品の原材料として使用されるだけでなく、消費者へ果実そのものが商品として提供されることがある。このため、消費者が個々のパパイアが「非遺伝子組換え」又は「遺伝子組換え」であることを店頭で判断し選択できることを考慮し、個々のパパイアに日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシール表示をハワイ現地でパパイアを梱包する際に貼付することを可能とした。

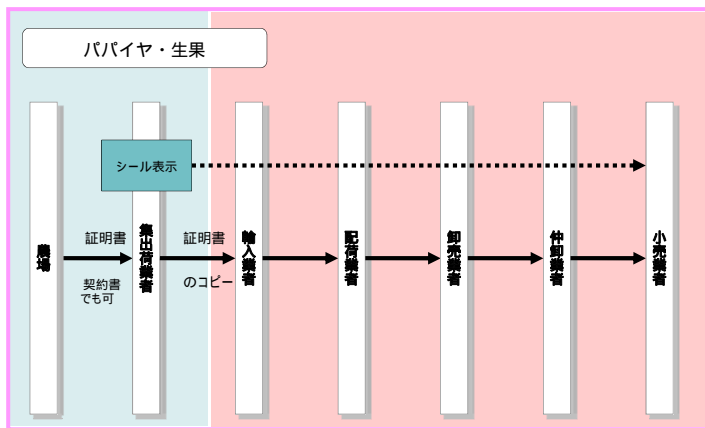
### ■生果パパイアの形態で輸入される場合のシールの取り扱い

- ・集出荷業者が梱包時に、日本における食品表示に係る法令の基準を充足したシール表示を貼付する場合は、シール表示が剥がれ落ちることのない限り、輸入業者以降の段階における証明書等の分別生産流通管理に関しては不要となる。
- ・集出荷業者がシール表示を行い、日本における流通段階で業者が開梱した際にシール表示が剥がれていた場合には、開梱した業者が非遺伝子組換えパパイア又は遺伝子組換えパパイアのいずれかのみを取り扱っていることが書類で確認できる場合に限り再貼付が可能となる。また、開梱した業者が非遺伝子組換えパパイア及び遺伝子組換えパパイアの両方を取り扱っている場合は、それまでの全段階における各段階の証明書のコピー等により管理状態を確認し、非遺伝子組換えパパイア又は遺伝子組換えパパイアであることを確認できる場合に限り再貼付が可能となる。
- ・シール表示がされているパパイアを販売する場合は、努力義務としてラップ包装等のシールが剥がれないように努める必要がある。

図 ハワイ州産パパイヤ及びその加工品の商的流通経路概況と

分別生産流通管理証明書発行の流れ

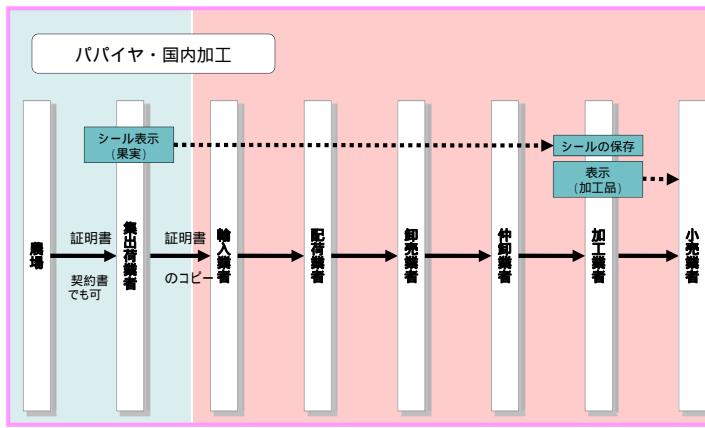
(1) 生果で小売業者まで流通する場合



【非遺伝子組換えパパイヤの場合】

- ・ IPP が実施されるため、①及び①のコピーは不要。
- ・ ②は HDOA が発行している IPP 証明書とする。

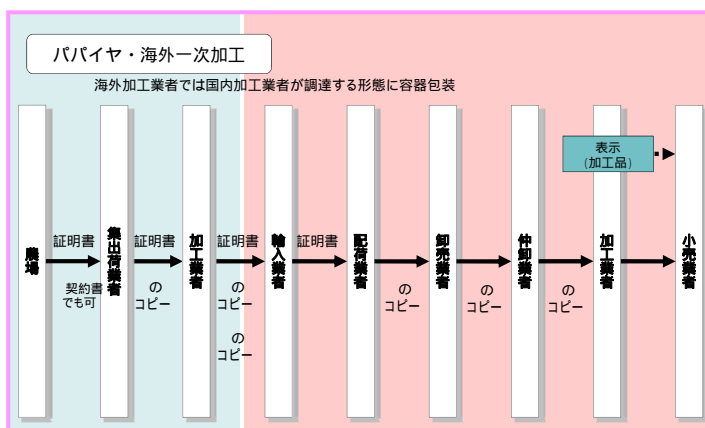
(2) 生果で輸入され、国内で加工される場合



【非遺伝子組換えパパイヤの場合】

- ・ IPP が実施されるため、①及び①のコピーは不要。
- ・ ②は HDOA が発行している IPP 証明書とする。

(3) 海外で一次加工され、国内でさらに加工される場合



【非遺伝子組換えパパイヤで IPP が実施される場合】

- ・ ①及び①のコピーは不要。
- ・ ②は HDOA が発行している IPP 証明書とする。



## ◇5◇ 遺伝子組換えパパイヤ及び非遺伝子組換えパパイヤの分別生産流通管理の指針

### (1) 遺伝子組換えパパイヤ分別生産流通管理

生産流通の各段階	チェックポイント	管理方法	管理主体	記録	確認主体
A 農場の段階	①種子の入手 ②種子の保管植付け ③収穫 ④農器具・機器 ⑤出荷のための車両等 ⑥保管施設及び搬出入施設	①遺伝子組換えパパイヤの種子購入の確認 ②非遺伝子組換えパパイヤ及び由来不明のパパイヤ（以下「その他のパパイヤ」という。）の種子と共に保管する場合、混入しない方法の採用 ③遺伝子組換えパパイヤをその他のパパイヤと混入しないよう収穫 ④収穫用具等の農機具・用具は遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ⑤トラック等については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ⑥保管施設等については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃	農場又は農場を管理すべき立場にある集出荷業者、加工業者	a 種子購入記録 b 種子の保管・植付け履歴（品種、保管場所、植付け場所） c 出荷数量 d 出荷年月日 e 保管（品種、倉庫番号、数量、年月日） f 入出庫（品種、倉庫番号、数量、年月日） g 遺伝子組換えに専用化されない場合清掃実施確認	集出荷業者又は加工業者は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する
B 集出荷業者の段階	①VHT（蒸熱処理） ②選別ライン ③出荷のための車両等 ④保管施設及び搬出入施設	①遺伝子組換えパパイヤ及びその他のパパイヤのVHTを同時に単一のチャンバーで実施しない。同時に実施する場合にはそれぞれ色の異なる容器にて管理する等、混入しないよう管理 ②選別設備については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ③トラック等については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ④保管容器については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 保管場所については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施	集出荷業者	a 集荷（パパイヤの品種、数量、年月日） b VHTの記録（処理パパイヤの品種、数量、年月日） c 選別（選別パパイヤの品種、数量、年月日） d 入庫・保管・出庫（品種、倉庫番号又は倉庫名、数量、年月日） e 遺伝子組換えに専用化されない場合清掃実施確認	加工業者又は輸入業者は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する

生産流通の各段階	チェックポイント	管理方法	管理主体	記録	確認主体
C 加工業者の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①集荷輸送のための車両等</li> <li>②原材料（果実又は製品）の分別保管</li> <li>③製造ライン</li> <li>④仕掛品（あれば）</li> <li>⑤包装工程</li> <li>⑥製品の保管施設及び搬出入施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①トラック等については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>②保管施設等については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>③遺伝子組換え専用利用されないラインについてはあらかじめクリーニング</li> <li>④保管容器については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>保管場所については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施</li> <li>⑤包装設備については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>⑥保管容器については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>保管場所については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施</li> </ul>	加工業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 仕入（パパイヤの品種、購入農家、数量、年月日）</li> <li>b 原材料の入庫・保管・出庫（品種、倉庫番号又は倉庫名、数量、年月日）</li> <li>c 製造（使用原材料品種、使用数量、製品名、製造年月日、製造数量）</li> <li>d 製品の保管（製品名、倉庫番号又は倉庫名、数量、年月日）</li> <li>e 遺伝子組換えに専用化されない場合清掃実施確認</li> </ul>	輸入業者等は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する
D 集出荷業者又は加工業者から空港倉庫までの流通段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①果実又は製品の出荷</li> <li>②輸送のための車両等</li> <li>③保管施設</li> </ul>	①②③遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送・保管	倉庫業者	a 入庫・保管・出庫（品種又は製品名、倉庫番号、数量、年月日）	輸入業者は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する

生産流通の各段階	チェックポイント	管理方法	管理主体	記録	確認主体
E 空港倉庫から日本 までの流通段階	①果実又は製品の 出荷 ②飛行機への積込 み	①②遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送	航空会社	a 出庫（品種又は製品名、 倉庫番号、数量、年月日、 パレット番号、航空便 名）	輸入業者は、管理 主体が左記の管 理方法で適正に 管理したことを 記録等により確 認する
F 日本の空港倉庫 から流通段階	①飛行機からの積 み下ろし ②保管設備 ③輸送のための車 両等	①②③遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送・ 保管	倉庫業者	a 入庫・保管・出庫（品種 又は製品名、倉庫番号、 数量、年月日）	輸入業者又は配 荷業者は、管理主 体が左記の管理 方法で適正に管 理したことを記 録等により確認 する
G 卸売業者の流通 段階	①輸送のための 車両等 ②保管設備 ③果実又は製品 の確認	①②遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送・保 管 ③仕入時及び納品時に遺伝子組換えパパイヤであることの確認を 伝票及びケースの記載事項により実施	卸売業者	a 入荷（・保管）・出荷（品 種又は製品名、（倉庫番 号・倉庫名）、数量、年 月日）	仲卸業者は、管理 主体が左記の管 理方法で適正に 管理したことを 記録等により確 認する
H 仲卸業者の流通 段階	①輸送のための 車両等 ②保管設備 ③果実又は製品 の確認	①②遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送・保 管 ③仕入時には遺伝子組換えパパイヤであることの確認を伝票、ケ ースの記載事項、開梱する場合にはシールの確認により実施	仲卸業者	a 入荷（・保管）・販売 （品種・製品名、（倉庫 番号又は倉庫名）数量、 年月日） b 遺伝子組換えに専用利 用されない場合清掃実 施確認	小売業者又は加 工業者は、管理主 体が左記の管理 方法で適正に管 理したことを記 録等により確認 する

生産流通の各段階	チェックポイント	管理方法	管理主体	記録	確認主体
I 日本の加工業者の 段階	①集荷等輸送のため の車両等 ②原材料（果実又 は製品）の分別 保管 ③製造ライン ④仕掛品（あれば） ⑤包装工程 ⑥製品の保管施設 及び搬出入施設	①トラック等については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その 他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ②保管施設等については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、そ の他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ③ 遺伝子組換え専用利用されないラインについてはあらかじめ クリーニング ④保管容器については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その 他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 保管場所については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その 他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施 ⑤包装設備については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その 他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ⑥保管容器については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その 他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 保管場所については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その 他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施	日本の加 工業者	a 仕入（パパイヤの品種、 購入農家、数量、年月日） b 原材料の入庫・保管・出 庫（品種、倉庫番号又は 倉庫名、数量、年月日） c 製造（使用原材料品種、 使用数量、製品名、製造 年月日、製造数量） d 製品の保管（製品名、倉 庫番号又は倉庫名、数 量、年月日） e 遺伝子組換えに専用化さ れない場合清掃実施確認	小売業者は、管理 主体が左記の管 理方法で適正に 管理したことを 記録等により確 認する
J 小売業者の段階	①果実又は製品の 入荷 ②個別店舗への輸 送 ③個別店舗での保 管 ④個別店舗におけ る陳列 ⑤個別店舗におけ る表示	①仕入時には遺伝子組換えパパイヤであることの確認を伝票、ケ ースの記載事項及びシールの確認により実施 ②遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送 ③保管場所については遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その 他のパパイヤと併用する場合には、混合しないゾーニングを実 施 ④陳列の際に遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区 別陳列 ⑤遺伝子組換えであることの表示義務がある場合には遺伝子組 換えの表示をしていることの確認	小売業者	a 入荷（・保管） （品種・製品名、（倉庫 番号又は倉庫名）数量、 年月日） b 遺伝子組換えに専用利 用されない場合清掃実 施確認	小売業者は、管理 主体が左記の管 理方法で適正に 管理したことを 記録等により確 認する

(2) 非遺伝子組換えパパイヤ分別生産流通管理

生産流通の各段階	チェックポイント	管理方法	管理主体	記録	確認主体
A 農場の段階	①種子の入手 ②種子の保管植付け ③収穫 ④農器具・機器 ⑤出荷のための車両等 ⑥保管施設及び搬出入施設	①非遺伝子組換えパパイヤの種子購入の確認 ②遺伝子組換えパパイヤ及び由来不明のパパイヤ（以下「その他のパパイヤ」という。）の種子と共に保管する場合、混入しない方法の採用 ③非遺伝子組換えパパイヤをその他のパパイヤと混入しないよう収穫 ④収穫用具等の農機具・用具は非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ⑤トラック等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ⑥保管施設等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃	農場又は農場を管理すべき立場にある集出荷業者、加工業者	a 種子購入記録 b 種子の保管・植付け履歴（品種、保管場所、植付け場所） c 出荷数量 d 出荷年月日 e 保管（品種、倉庫番号、数量、年月日） f 入在庫（品種、倉庫番号、数量、年月日） g 非遺伝子組換えに専用化されない場合清掃実施確認	集出荷業者又は加工業者は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する
B 集出荷業者の段階	①VHT（蒸熱処理） ②選別ライン ③出荷のための車両等 ④保管施設及び搬出入施設	①非遺伝子組換えパパイヤ及びその他のパパイヤのVHTを同時に単一のチャンバーで実施しない。同時に実施する場合にはそれぞれ色の異なる容器にて管理する等、混入しないよう管理 ②選別設備については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ③トラック等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 ④保管容器については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 保管場所については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施	集出荷業者	a 集荷（パパイヤの品種、数量、年月日） b VHTの記録（処理パパイヤの品種、数量、年月日） c 選別（選別パパイヤの品種、数量、年月日） d 入庫・保管・出庫（品種、倉庫番号又は倉庫名、数量、年月日） e 非遺伝子組換えに専用化されない場合清掃実施確認	加工業者又は輸入業者は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する

生産流通の各段階	チェックポイント	管理方法	管理主体	記録	確認主体
C 加工業者の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①集荷輸送のための車両等</li> <li>②原材料（果実又は製品）の分別保管</li> <li>③製造ライン</li> <li>④仕掛品（あれば）</li> <li>⑤包装工程</li> <li>⑥製品の保管施設及び搬出入施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①トラック等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>②保管施設等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>③非遺伝子組換え専用利用されないラインについてはあらかじめクリーニング</li> <li>④保管容器については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 保管場所については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施</li> <li>⑤包装設備については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>⑥保管容器については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施</li> </ul>	加工業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 仕入（パパイヤの品種、購入農家、数量、年月日）</li> <li>b 原材料の入庫・保管・出庫（品種、倉庫番号又は倉庫名、数量、年月日）</li> <li>c 製造（使用原材料品種、使用数量、製品名、製造年月日、製造数量）</li> <li>d 製品の保管（製品名、倉庫番号又は倉庫名、数量、年月日）</li> <li>e 非遺伝子組換えに専用化されない場合清掃実施確認</li> </ul>	輸入業者等は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する
D 集出荷業者又は加工業者から空港倉庫までの流通段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①果実又は製品の出荷</li> <li>②輸送のための車両等</li> <li>③保管施設</li> </ul>	①②③非遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送・保管	倉庫業者	a 入庫・保管・出庫（品種又は製品名、倉庫番号、数量、年月日）	輸入業者は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する

生産流通の各段階	チェックポイント	管理方法	管理主体	記録	確認主体
E 空港倉庫から日本 までの流通段階	①果実又は製品の 出荷 ②飛行機への積込 み	①②非遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送	航空会社	a 出庫（品種又は製品名、 倉庫番号、数量、年月日、 パレット番号、航空便名）	輸入業者は、管理 主体が左記の管理 方法で適正に管理 したことを記録等 により確認する
F 日本の空港倉庫か らの流通段階	①飛行機からの積 み下ろし ②保管設備 ③輸送のための車 両等	①②③非遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸 送・保管	倉庫業者	a 入庫・保管・出庫（品種 又は製品名、倉庫番号、 数量、年月日）	輸入業者又は配荷 業者は、管理主体 が左記の管理方法 で適正に管理した ことを記録等によ り確認する
G 卸売業者の流通段 階	①輸送のための車 両等 ②保管設備 ③果実又は製品の 確認	①②非遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送・ 保管 ③仕入時及び納品時に非遺伝子組換えパパイヤであることの確認 を伝票及びケースの記載事項により実施	卸売業者	a 入荷（・保管）・出荷（品 種又は製品名、（倉庫番 号・倉庫名）、数量、年 月日）	仲卸業者は、管理 主体が左記の管理 方法で適正に管理 したことを記録等 により確認する
H 仲卸業者の流通段 階	①輸送のための車 両等 ②保管設備 ③果実又は製品の 確認	①②非遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸 送・保管 ③仕入時には非遺伝子組換えパパイヤであることの確認を伝票、 ケースの記載事項、開梱する場合にはシールの確認により実施	仲卸業者	a 入荷（・保管）・販売 （品種・製品名、（倉庫 番号又は倉庫名）数量、 年月日） b 非遺伝子組換えに専用利 用されない場合清掃実施 確認	小売業者又は加工 業者は、管理主体 が左記の管理方法 で適正に管理した ことを記録等によ り確認する

生産流通の各段階	チェックポイント	管理方法	管理主体	記録	確認主体
I 日本の加工業者の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①集荷等輸送のための車両等</li> <li>②原材料（果実又は製品）の分別保管</li> <li>③製造ライン</li> <li>④仕掛品（あれば）</li> <li>⑤包装工程</li> <li>⑥製品の保管施設及び搬出入施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①トラック等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>②保管施設等については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>③非遺伝子組換え専用利用されないラインについてはあらかじめクリーニング</li> <li>④保管容器については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃 保管場所については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施</li> <li>⑤包装設備については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、それら使用後清掃</li> <li>⑥保管容器については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施</li> </ul>	日本の加工業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 仕入（パパイヤの品種、購入農家、数量、年月日）</li> <li>b 原材料の入庫・保管・出庫（品種、倉庫番号又は倉庫名、数量、年月日）</li> <li>c 製造（使用原材料品種、使用数量、製品名、製造年月日、製造数量）</li> <li>d 製品の保管（製品名、倉庫番号又は倉庫名、数量、年月日）</li> <li>e 非遺伝子組換えに専用化されない場合清掃実施確認</li> </ul>	小売業者は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する
J 小売業者の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>①果実又は製品の入荷</li> <li>②個別店舗への輸送</li> <li>③個別店舗での保管</li> <li>④個別店舗における陳列</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①仕入時には非遺伝子組換えパパイヤであることの確認を伝票、ケースの記載事項及びシールの確認により実施</li> <li>②非遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区分輸送</li> <li>③保管場所については非遺伝子組換え専用利用が望ましいが、その他のパパイヤと併用する場合は、混合しないゾーニングを実施</li> <li>④陳列の際に非遺伝子組換えパパイヤとその他のパパイヤとの区別陳列</li> </ul>	小売業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 入荷（・保管）（品種・製品名、（倉庫番号又は倉庫名）数量、年月日）</li> <li>b 非遺伝子組換えに専用利用されない場合清掃実施確認</li> </ul>	小売業者は、管理主体が左記の管理方法で適正に管理したことを記録等により確認する



## ◇6◇証明書事例

### 農場用

殿	年月日
	農場

**証明書**

1. 品種名
2. 畑の所在地
3. 収穫年月日
4. 出荷年月日
5. 出荷数量
6. 遺伝子組換え(または非遺伝子組換え)専用に利用されない場合クリーニング実施確認(該当する施設、設備等全般について)

上記の農産物は、非遺伝子組換え(または遺伝子組換え)農産物と混入しないよう生産・保管・輸送されているものであることを証明します。

#### 備考

- ○○殿は、集出荷業者、加工業者等
- ××農場には住所も記載する
- 当該農場において、過去一度も遺伝子組換え又は非遺伝子組換えパパイヤを作付したことがなければその旨を証明書に記載すればよい

### ■集出荷業者用

殿	年月日
	××会社

**証明書**

1. 農場名
2. 品種名
3. 出荷年月日
4. 出荷数量

上記の農産物は、非遺伝子組換え(または遺伝子組換え)農産物と混入しないよう選別・燻蒸・梱包したものであることを証明します。

#### 備考

- ○○殿は、輸入業者、加工業者等
- ××会社には住所も記載する
- 当該業者において扱っているパパイヤが全て遺伝子組換え又は非遺伝子組換えパパイヤであればその旨を証明書に記載すればよい。

## ■加工業者用

殿	年月日
	××会社

**証明書**

1. 品名
2. 製造年月日
3. 出荷数量

上記の製品は、非遺伝子組換え(または遺伝子組換え)農産物と混入しないよう選別・製造・包装したものであることを証明します。

### 備考

- ○○殿は、輸入業者等
- ××会社には住所も記載する
- 当該業者において扱っているパパイヤが全て遺伝子組換え又は非遺伝子組換えパパイヤであればその旨を証明書に記載すればよい。

## ■輸入業者用

殿	年月日
	××会社

**証明書**

1. ハワイ州集出荷業者または農場名
2. 品種名
3. 出荷年月日
4. 輸入数量

上記の農産物は、非遺伝子組換え(または遺伝子組換え)農産物と混入しないよう生産・保管・輸送されたものであることを証明します。

### 備考

- ○○殿は、配荷業者、卸売業者等
- ××会社には住所も記載する
- 当該業者において扱っているパパイヤが全て遺伝子組換え又は非遺伝子組換えパパイヤであればその旨を証明書に記載すればよい。

■仲卸業者用

殿	年月日
	××会社

**証明書**

1. 品種名
2. 販売年月日
3. 販売数量

上記の農産物は、非遺伝子組換え(または遺伝子組換え)農産物と混入しないよう選別・保管したものであることを証明します。

備考

- ○○殿は、小売業者、加工業者等
- ××会社には住所も記載する
- 当該業者において扱っているパパイヤが全て遺伝子組換え又は非遺伝子組換えパパイヤであればその旨を証明書に記載すればよい。

パンフレット等に対する問合せ先

● 消費者庁 食品表示課  
TEL 03-3507-9225

発行 消費者庁 食品表示課